

生衛組合 をご存知ですか？

新しく、
生衛業のお店を
開業した方
される方

現在、
生衛業のお店経営で
頑張っている皆さま

経営安定と
最新情報入手に
役立つ

生衛組合

は
安全・安心で衛生的な
お店づくりをめざします。

生衛組合への加入をおすすめします。

と…こんなメリットがあります。

生衛組合は、「お
「利用者・消費者の
「地域の活性化」

します。

2 経営特別相談員の 経営相談が 受けられます

お店の設備改善、運転資金や開業資金などの相談を無料で受けることができます。

設備改善

経営相談

など



3 講習会・研修会・ セミナーに 参加できます

経営・融資・税務・安全衛生・技術の向上のための講習会・研修会・セミナーに参加できます。

経営改善

技術向上

情報交換

など



5 各種保険制度に 加入できます

生命共済・火災共済・賠償責任保証制度など組合員やその家族を守る各種保険制度に加入できます。

生命保険

火災保険

賠償保険

など



6 各業の個別特典が あります

カラオケ著作権料割引、クレジット手数料優遇、NHK受信料など各業個別に割引特典があります。

割引

優遇

など



● 生衛組合 (生活衛生)

生活衛生関係営業振興に関する法律(立された営業者の自
理容、美容、クリー
公衆浴場、興行場、
めん類、中華料理、
食鳥肉販売、喫茶店
泊所営業の各業
ごとに各都道府
県に一つだけ設
立されていて、
各業の営業者の
方はどなたでも
加入できます。

及び
き設
です。
ホテル、
すし、
販売、
易宿



● 生衛組合の役割

生衛業は国民の生
スや商品を提供する
め、生衛業者には国
で豊かな暮らしを守
そのため生衛組合
導・支援を受け、生
経営の健全化を図り
貢献する役割があり
は地域文化や非常事
民や行政を支援する
開しています。

ービ
るた
安心
す。
!の指
向上、
:化に
:年で
:域住
展

まずは、
都道府県指
ご相談くだ

に



滋賀県指導センターは

経営全般から事業資金のご相談まで承っております。



指導センターは生衛法に基づいて、各都道府県に一つ設立された生衛業に関する相談窓口です。

おもな相談内容

■ 創業に関する相談を行っています

- (1) 資金計画などの相談
- (2) 営業許可等の手続きに関する相談

■ 設備資金や運転資金の融資相談を行っています

- (1) 新規開業に伴う店舗の新築や増改築、設備の更新などのために資金が必要な場合の融資相談
- (2) 消費税等を納付したため仕入れ資金が不足した場合の運転資金融資の相談
- (3) (株) 日本政策金融公庫の各種融資の申込手続きや書類作成などの支援・指導

■ 営業相談を行っています

- (1) 経営・税務・融資・衛生などの生衛業の経営全般にわたる営業相談
- (2) 県内各地で「地区相談会」を開催

■ 役立つ情報を提供しています

ホームページで生衛業に関する法律・税制・融資制度等の最新情報をお知らせ

ご相談は、
電話、来訪または同封の相談申込書 (FAX) により
お気軽にお申し込みください。

公益財団法人
滋賀県生活衛生営業指導センター
〒520-0806 大津市打出浜13-22 生衛会館
TEL 077-524-2311
FAX 077-521-5440
<http://www.shigalife.or.jp/>

